

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月 8 日
【会社名】	株式会社エルアイイーエイチ
【英訳名】	Life Intelligent Enterprise Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 口 和 也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番9号 住友新虎ノ門ビル
【電話番号】	03(6458)6913(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 三 浦 功
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座八丁目9番13号
【電話番号】	03(6458)6913(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 三 浦 功
【縦覧に供する場所】	株式会社エルアイイーエイチ (東京都中央区銀座八丁目9番13号 K-18ビル7階)

1【提出理由】

当社は、2026年10月6日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年10月6日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 監査役1名選任の件

監査役として、齋田祐平氏を選任するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件（本店所在地の変更等）

本店所在地を東京都港区虎ノ門4丁目3番9号 住友新虎ノ門ビルから東京都港区へ変更するとともに現状に即さなくなった条文を整理するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件（株式併合に伴う変更）

第6号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され株式併合の効力が発生することを条件として、定款を変更するものであります。

第4号議案 定款一部変更の件（株式の譲渡制限付与について）

株式を譲渡により取得するには代表取締役の承認を受けなければならない、とするものであります。

第5号議案 定款一部変更の件（監査役会設置会社の定めの廃止）

現行の監査役会設置会社から監査役設置会社へ移行するものであります。

第6号議案 株式併合の件

2026年12月1日を効力発生日として、当社普通株式12,105,489株につき1株の割合をもって株式併合を行うものであります。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、公認会計士赤坂事務所を選任するものであります。

第8号議案 定款一部変更の件（取締役会設置会社の定めの廃止）

第4号議案「定款一部変更の件（株式の譲渡制限付与について）」が承認可決されることを条件として、取締役会設置会社の定めを廃止するものであります。

第9号議案 取締役1名選任の件

取締役として、星野智之氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 監査役1名選任の件	432,477	167,553	8	(注)1	可決 71.9
第2号議案 定款一部変更の件（本店 所在地の変更等）	423,663	176,125	—	(注)2	可決 70.4

第3号議案 定款一部変更の件（株式 併合に伴う変更）	402,993	197,045	—	(注) 2	可決	67.0
第4号議案 定款一部変更の件（株式 の譲渡制限付与につい て）	406,649	193,389	—	(注) 3	否決 (注) 4	67.6
第5号議案 定款一部変更の件（監査 役会設置会社の定めの廃 止）	418,823	181,215	—	(注) 2	可決	69.6
第6号議案 株式併合の件	403,578	196,460	—	(注) 2	可決	67.1
第7号議案 会計監査人選任の件	425,121	174,917	—	(注) 5	可決	70.6
第8号議案 定款一部変更の件（取締 役会設置会社の定めの廃 止）	413,192	186,846	—	(注) 2	議案取下げ (注) 6	68.7
第9号議案 取締役1名選任の件	422,598	177,432	8	(注) 1	可決	70.2

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の半数以上で、かつ当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
4. 議決権を行使することができる株主14,455名のうち議決権を行使した株主は1,592名であり、決議事項が可決されるための要件を満たさなかったため否決されました。
5. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
6. 第4号議案が承認可決されることを条件として第8号議案を提案しておりましたが、第4号議案が否決されたため、本議案は取り下げられました。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。